

福岡県基準適合届出保育施設証明書の取扱いについて

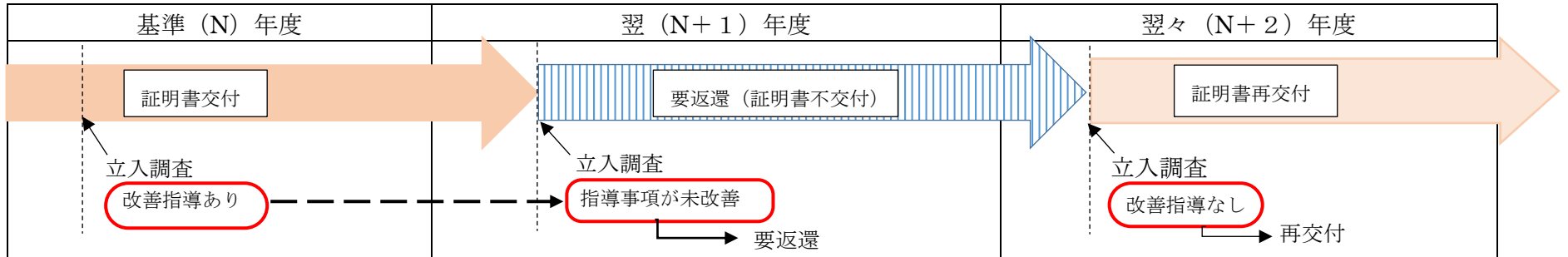
1 証明書の交付

県では、保健福祉（環境）事務所が行う立入調査により、「認可外保育施設指導監督基準」（以下、「基準」という。）に適合していると確認した施設に対し、「福岡県基準適合届出保育施設証明書」（以下、「証明書」という。）を交付しております。

証明書の有効期間は、証明書に記載のとおり、交付された日から基準を満たさなくなると認められ、返還を求められた日の前日までとしております。

2 証明書の返還

基準年度（N年度）の立入調査において改善指導を行ったにもかかわらず、翌年度（(N+1)年度）の立入調査においても改善が図られず、証明書の交付の要件を満たさなくなると認められた場合は、証明書の返還を行っていただくことになります。



3 令和3年度の取扱い

返還に関する規定は、令和3年10月1日から適用することから、令和3年度は立入調査の時期により、基準年度が異なります。

立入調査の時期	基準年度	返還年度
令和3年 4月1日 ~ 令和3年9月30日	令和4年度	令和5年度
令和3年10月1日 ~ 令和4年3月31日	令和3年度	令和4年度

4 基準適合に向けた県の支援策

県では、届出保育施設の基準適合化に向け、今年度から以下の事業を実施し、保育の質の向上を図れるよう支援して参りますので、積極的にご活用いただくようお願いします。

○ 集合研修事業の開催

施設が遵守・留意すべき基準や基準適合化に向けた課題への対応に関する知識・技能の修得に向けたセミナーを開催

○ 巡回支援指導員の派遣

基準を満たしていない施設及び巡回支援指導を希望する施設に対し、巡回支援指導員を派遣し、施設が遵守・留意すべき基準の遵守状況や施設が抱える課題に対し、助言又は指導を実施